令和7年5月　坂井市農業委員会　　定例総会議事録

1．開催日時　　令和7年5月26日（月）　午後2時35分～

2．開催場所　　坂井市役所　多目的棟3階大ホール

3．出席委員　　19名（番号は議席番号）

1番　岡村　素子	2番　清兼　義靖	3番　坪田　信次
4番　塚谷　英則	5番　（欠席）	6番　吉田　清憲
7番　（欠席）	8番　牧野　典代	9番　（欠席）
10番　（欠席）	11番　髙嶋　俊輔	12番　髙橋　正晃
13番　長谷川　喜道	14番　田中　愼一郎	15番　宮田　啓一
16番　中垣内　勇夫	17番　（欠席）	18番　寺嶋　太寿男
19番　月岡　透	20番　西　美佐	21番　竹内　ゆかり
22番　（欠席）	23番　大川　勝利	24番　田中　正信
25番　三寺　總左ヱ門		

4．欠席委員　　6名（番号は議席番号）

5番　木村　公明	7番　水野　陽一	9番　大嶋　裕一
10番　本田　雄揮	17番　岡　直毅	22番　宮嵜　美惠子

5．出席者

（農業委員会事務局）

局長　中田　誠　　次長　森田　康博

書記　村本　竜也　　書記　茶谷　倫代

（農業振興課）

主任　石田　正孝　　主事　大島　優紀

6．提出議案

議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について
議案第6号	農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について
議案第7号	農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について
議案第8号	現況証明願について
議案第9号	農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見審議について
議案第10号	坂井市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見審議について

7．議事録署名人

23番　大川　勝利　　24番　田中　正信

事務局長	令和７年５月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。 本日、5 番木村委員、7 番水野委員、9 番大嶋委員、10 番本田委員、17 番岡委員、22 番宮嵜委員の６名から欠席の届出が出ております。したがいまして、只今の出席委員数は１９名でございます。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合には議席番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。 それでは、三寺会長がご挨拶申し上げます。
三寺会長	＜会長挨拶＞
事務局長	それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第５条の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、三寺会長にお願いいたします。
議　長	はじめに、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 23 番大川勝利委員、24 番田中正信会長職務代理者を指名いたします。 それでは、議事に入ります。 議案第５号「農地法第３条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第５号は許可することに決定してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	ご異議がないと認めます。議案第５号「農地法第３条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定いたしました。 次に、議案第６号「農地法第４条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	只今事務局から説明がありましたとおり、議案第６号「農地法第４条の規定による許可申請の意見審議について」は、来月に審議することにいたします。よろしくお願いいたします。

	次に、議案第７号「農地法第５条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	次に、現地確認の報告、地元委員の意見に移ります。 現地確認の報告をお願いいたします。
委　員	＜委員報告＞
議　長	続きまして、地元委員のご意見をお伺いいたします。 整理番号７番を、15 番宮田委員お願いいたします。
宮田委員	15 番の宮田です。整理番号７番の案件ですけれども、これまで畑として耕作されていたみたいなのですけれども、高齢になられてそれもなかなかできないということを伺っております。周りは道路、または建物、埋め立て地というような形で、これが転用されても問題ないと思います。以上です。
議　長	続きまして、整理番号８番を、9 番大嶋委員欠席のため、事務局お願いいたします。
事務局	9 番大嶋裕一委員欠席のため、整理番号８番、図面番号３番につきまして、事務局よりご説明をさせていただきます。先ほど事務局の説明および現地確認に行かれた委員さんの説明にもございましたとおり、申請者が住宅の建築および駐車場を整備するということでございましたが、写真にありますとおり、すでに建築し、利用をされております。なお一方、周辺に農地等はございません。大嶋委員より、申請者には厳しく注意しておきましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたしますというふうに伺っております。以上でございます。
議　長	続きまして、整理番号９番を、4 番塚谷委員お願いいたします。
塚谷委員	4 番塚谷です。無断転用ということで、本人ともお話をさせてもらいました。始末書のとおり、農地法を知らなかったことと、〇〇さんが入院されていてその後亡くなったため、所有権移転ができなかったということでございます。相続も終わり、事務局の指導のもとで追認許可を申請したとのことでございます。事情を考慮していただきまして審議をお願いします。 私の反省としましては、地域の見回り活動のときに、そういった不審な工事があれば声をかけるとか、事務局と確認をしあうとか、そういうふうにやっていきたいと思っております。ご審議よろしくお願いします。
議　長	続きまして、整理番号１０番を、24 番田中会長職務代理者お願いいたします。
田中職務代理者	24 番田中です。この件に関しましては、現地確認に行かれました委員のおっしゃるとおりで、何ら問題はないと思います。どうぞご審議お願いい

	たします。
議　長	続きまして、整理番号１１番を、21 番竹内委員お願いいたします。
竹内委員	21 番竹内です。整理番号１１番、図面番号６番ですが、これはもうちょっと広げたいということで所有権移転をお願いしますということで、建物を建てるということで、ちゃんと話し合いをしてきちんとしますということを言っていたので、よろしくお願いします。
議　長	続きまして、整理番号１２番を、14 番田中愼一郎委員お願いいたします。
田中愼委員	14 番田中でございます。現地確認委員さんが確認されたように、この場所は住宅地で、田畑に関しては問題ないというふうに考えますので、よろしく審議のほどお願いしたいと思います。
議　長	続きまして、整理番号１３番を、6 番吉田委員お願いいたします。
吉田委員	6 番の吉田です。整理番号１３番ですけども、これは元〇〇があった工場の横ということで、〇〇さんが社員の駐車場４１台分をするということで、別に問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。
議　長	それでは、皆さんのご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。
寺嶋委員	18 番寺嶋です。整理番号８番と９番の件、違反転用の状態という案件ですが、今までも長年やっていて、今回カーポートと車庫ですが、それ以上の、下手すると家が建っていたと、そういったものもあったように記憶しているのですけど、大体その後、始末書提出と厳しい指導で終わっているというのがあります。一部、また話変わるのですけど、現地確認に行ったら農地に砂利が敷いてあったと。その場合、じゃあもう砂利撤去してくださいよと、そういうのがあります。私も反省なんですけど、この前近所でそういった案件があって、最初は砂利だけだったのですが、そのうち電柱を建てだしたので、何をするんやと聞いたら、いや車庫建てるって、ちょっと待てと。砂利敷いたのもだめだけどこれはだめということで、確認したらやっぱり農地だったということで、本人には言いました。たぶん事務局にもご相談あったかと思うので、今もう進めているよという話なので、その辺ですよね。建てちゃったらもう始末書で済むんじゃないかとか、そういったのを世間に知れ渡るというとおかしいですけど、それはやっぱりやめてほしいし、じゃあ砂利敷きだけでもやっぱり厳しくしていくと、そういった姿勢でいってほしいと。今回の案件ですけど、例えば坂井市だと建設課になるのかな、住宅を建てるとかそういった場所、この車庫の方もこれだけの大きさだと建築許可というか、いるんじゃないかと、私もあんまり詳しくないので分からないのですけど、だからその時点で何かできるような方策がとれないかなと思うのですが、その辺、局長どうですかね。
事務局長	まず建築確認ですけれども、農業委員会の方にも都市計画課から回覧をしていただいております。実際その建築確認を見て、ちょっと待てというふうにして、こちらから連絡をとってちょっと確認をしたいとか、やめても

	らったりというケースはあります。ただ、今回の車庫につきましてはちょっと回ってきてなかったのが現状です。ちょっとその辺も含めまして、実際これ分かったのが、税務課がパトロールしているんです、建物建ててないかとか。実はその通報で発覚したということでございました。私たちもしっかり法的な手続きをとってくださいということで、県の事務要領にも従いまして、しっかり本人、業者に指導をするとともに、始末書を提出していただいて、今日ご審議していただいた後に県のヒアリングを受けるということになっております。先ほども申し上げたのですが、このような事態が今月あったので、由々しき事態であるというふうに考えていますので、県とも相談しながら、いかに周知してこのような違反転用をなくしていくかということで、また県とも相談させていただいたり、また市独自でも周知をしたいということで、１００％防ぐということはなかなか難しいかもわかりませんが、それに向けてしっかり取り組んでまいりたいと思います。先ほど塚谷委員さんもおっしゃっていただいたと思うのですが、もし委員の皆様方の周りで何か不穏な動きといったら変ですが、もしそういう情報がありましたら、農地かどうかというのはぱっと見わからない面もあると思いますので、もし何か気になること、現象ございましたら、事務局の方にご一報いただいて、なるべくそのような違反がないように取り組んでまいりたいと考えております。以上です。
議　長	確かに違反の件数が今回出ておりますので、先ほどもおっしゃいましたように、建ててしまうとなかなか悩ましいところがありまして、それをどうするかということになりますと、規則どおりにいきますと壊してください、現況に戻してくださいというのが当たり前だと思います。これ法律でそのように決まっておりますので、誰が見てもそれは正論だと思います。でもそこが今言う、局長先ほどおっしゃいましたように、県との話も一応通じていないと、なかなか市独自の中で違反しているのをどうするんやといったときに、非常に悩ましいですね。どうしましょうって形が頭から出てきます。でもこれをほっといていいのかということになりますけども、これほっといたらだめですね。ほっておかないようにするのにはどうしたらいいかということで、皆さんのご意見をまた聞かれるチャンスがあればぜひ聞かせていただきたいと思いますし、それが形になればなお一層いいかなという具合に思います。今回についても２件ございますね。写真見てのとおりです。これもう本当に立派なもので、カーポートとかって言っていますけど、非常にこれは、それぐらいのもんじゃないだろうという具合に皆さんが思っていることだと思います。でもそういうようなことを踏まえて、事務局も一生懸命今対応をしてございますので、そういうことも頭に考慮して、これからも意見とかを示していただけたらありがたいなという具合に思います。それでは、ほかにご意見ございませんでしょうか。
大川委員	結局どうするのですかね、この２件は。運営委員会ではどういうような方向性でいった方がいいんじゃないかという、何かありましたか。

事務局長	現に違反であるということは間違いない事実でございます。事務局からも委員さんからも申請者には指導をしていただいております。また、県との相談にもなるのですが、一旦こちらでご審議いただいた後に承認するという方向で、忸怩たる思いはありますが、県の方に上げさせていただきたいというふうに考えております。また、これに対する対応策につきましては、先ほども申し上げましたとおり、また県とも相談しながら、決して坂井市だけの事例でもないということもありますので、県に対して、県段階でもいろいろ違反転用に関する周知等々行っていただきたいということもしっかり要望していこうというふうに、運営委員会では議論がございました。以上です。
大川委員	それで結論としたら、この２案件だけ除いてやるということですか。認めてほしいということになるんですか。
事務局長	追認案件として県の方にも上げさせていただきたいというふうに考えております。
大川委員	ここで坂井市の方で承認をされて、それから県の方に持って上がりたいということですか。
事務局長	はい、そうです。
大川委員	ちゃんと言葉で言ってもらった方が分かりやすいんでね。
事務局長	この２件につきましては違反ではございますが、追認ということで許可相当というふうな結論で県の方に提出したいというふうに考えております。
宮田委員	15 番の宮田です。市のパンフレットといいますか、この中にパイプハウスも設置するときには申請しなさいよということが書かれているのですけれども、おそらく申請されていないパイプハウスが設置されているんですけど、こういう立場になった以上、遅まきながら対応しないとあかんかなと内心思っているんですけども、例えばこのカーポートなんかも埋め立ててしまった、集落の中にも小さな農地が少しあって、昔は畑をやっていたような記憶があるんですけども、それを埋めてしまって農機具だとかそういうものをちょっと置いたりしたのがだんだんカーポートを建てるとかっていうような形になってきているのが見られるんですけども、私もそんな案件を見て、どうなっているのってあんまりそんなことも言えないですから、同じ住民としてね。ですけども、市の方での広報といいますか、もっと気安く、こういう場合はどうしたらいいのというような、何かそういう気軽に相談できるようなそんな空気があれば、申請してやればいい、これはだめですよというような形で、もう少し周知徹底というと言い方おかしいですけど、気軽に相談できるような形があったら、住民の人は無知といいますか、その案件、自分で車を置きたいからとか農機具置きたいからというような形で、先に目的を達成させてしまうという事例が多いと思うので、そういうふうに気軽に相談ができるような、何かそういう広報をやっていただけたらいいかなというふうに思います。
事務局長	今ほど宮田委員がおっしゃられましたとおり、今まで周知不足といった点

	があったのかなということもありますので、今回ホームページや市の広報紙にまずしっかり載せさせていただくと。その上で何か気になることがあれば遠慮せず農業委員会事務局にお問い合わせくださいということで、皆さん自分の土地に建てて何があかんのやっていう認識の方もいっぱいいらっしゃいます。農地というのは国の法律で縛られているのですが、そのことをご存知でない方も一定数いらっしゃいますので、まずは知っていただくと。それの広報の仕方ですが、ホームページや広報、また県にも相談して、県段階でも、例えばいろんな福井県の不動産業界とか行政書士さん業界とか、その辺にも通知してもらえないかということで要望していこうかなと思います。市役所、私たちなるべくお客様来づらくないような形で、接遇といいますか、問い合わせにも対応してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。こちら、農業用施設やハウスを設置するとき、※マークあるのですが、２００㎡未満の農業用施設ですと許可が不要です。ですから、ちょっとした農舎ぐらいですと許可がいらないと。先ほど宮田委員おっしゃったように、昔は農舎として使っていた、だけど農業やめちゃってカーポートになっちゃったとか、そういう場合にはしっかりまず農業委員会にご相談いただく、そのご相談いただいた上でどのように対応していくかというのをしっかりお話をさせていただきながら、しかるべき申請を行っていただくというふうにしっかり指導していきたいと考えています。よろしくお願いいたします。
田中慎委員	14 番田中ですけども、今の案件に関しての自分なりの考えですけど、大きいところの農業をやっている方は大規模申請ということで、おそらく申請補助をしながら進められていると思うんですね。我々が今、宮田委員が言われているような、小さい案件でも、例えば今パイプハウスを建てるんですということやったら補助金が出ますよというような、例えばですよ、そういうことを飴と鞭じゃないけども、片方ではそういう小さい案件でも坂井市に申請すれば１万円なら１万円、２万円なら２万円の補助が出ますと、そういうハウスを建てるんやったらね。そういうこともやれば申請するんじゃないかなと思うんですね。それが情報が集まる一つの手段にもなるんじゃないかなと思いますので、一回検討していただきたいなと思います。
事務局長	各種補助事業でございますと、市でいうと農業振興課の方が所管となって各種補助金の窓口になっております。いろいろ補助金、ハウスだけに限らずいろいろあると思うんですが、市のホームページにも補助金一覧というふうに掲載はしておりますが、それがしっかり届きやすい内容になっているかというのもありますので、その辺また農業振興課とも相談させていただきながら、その辺の周知にも努めてまいりたいと考えております。ありがとうございました。
議　長	ほかにご意見ございませんでしょうか。
大川委員	これたぶん元請業者とか工事業者が入っていると思うのですが、ちゃんと

	した工事をやっているので、その業者の方が、例えば司法書士とか、ここは農地であるということが普通は調べてやると思うんです。なのになんでこういうふうになったかっていう、これからこういうふうにならないようにちゃんとしていかないといけないし、先ほど寺嶋委員言ったように、ただ違反転用で済ませてもだめだし、これからこういうような案件がもう出てこないように、そういうような工事業者の方にも司法書士の方にも、必ず何かを建てるときには農地かどうか確認もちゃんとするように、例えば建設課とかいろんなところで呼びかけて、なくすような形でお願いしたいと思います。
事務局長	その方向で対応させていただきたいと思います。ありがとうございます。
議　長	ほかにご意見ございませんでしょうか。ご意見が無いようでございますので、お諮りしたいと思います。議案第７号は許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	ご異議がないと認めます。議案第７号「農地法第５条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可相当と認め、意見決定いたしました。 次に、議案第８号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	それでは、現地確認に行かれました委員の報告をお願いいたします。
委　員	＜委員報告＞
議　長	続きまして、地元委員のご意見をお伺いいたします。 整理番号５番を、8 番牧野委員お願いいたします。
牧野委員	8 番牧野です。整理番号５番、図面番号９番の春江町東太郎丸になります。事務局と現地確認の委員さんの説明のとおりで、やむを得ないものと考えます。ご審議よろしくお願いします。
議　長	続きまして、整理番号６番を、14 番田中愼一郎委員お願いいたします。
田中愼委員	14 番田中です。先ほど現地確認の委員さんが報告されましたように、○○と一体になって住宅地の中にあるような状態で、周りに田んぼとか畑はございませんので、よろしく審議のほどお願いしたいと思います。
議　長	続きまして、整理番号７番を、10 番本田委員欠席のため、事務局お願いいたします。
事務局	10 番の本田雄揮委員がご欠席のため、整理番号７番、図面番号１１番につきまして事務局よりご説明させていただきます。申請地には昭和５９年

	９月に建築された店舗と倉庫が建っており、もう４０年程度経過しております。また周辺は住宅地であり、もうすでに農地ではなくなっていることからやむを得ないものと考えておりますとのことでございました。よろしくお願いいたします。
議　長	それでは本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。
塚谷委員	4番塚谷です。反対ではないんですけど、手続き的にちょっと教えてほしいのですけど、現況証明書というのも過去に無断転用されて今現在に至っているわけですね。この４条、５条申請やと所有権移転が伴うので始末書を出しなさいと。同じ無断転用されていて、その辺の事務の取り扱いをどうされてそうしているのかなというのが分かれば分かりやすいかなと。私も初めてなので。
事務局	説明させていただきます。基本的には現況証明が出ているものも含めてなのですが、４条、５条を出して追認をするというところが通常なのかなと。なので違反転用で追認をというところが原則はそれなのかなと思っております。現況証明につきましては、あくまでも農地法の法律に設定されているわけではなくて、行政サービスに近いものになっておりまして、例えば４条の許可不要案件の地目変更をしたいですとか、天変地異で埋まってしまったものを地目変更したいですとか、そんな中に農業委員会が特別認めた場合には地目変更ができます、現況証明ができますよということになっております。他市町とかを見ますと、不動産登記法とかの２０年以上悪意なく使っていると、利用している場合には所有権移転がなされるとか、そういった表記がなされているのを基にして２０年以上経過していることということで設定されている市町さんとかもありまして、一応一つの基準としまして、まず２０年以上その状態であることですとか、あきらかに元に戻すことが不可能に近いことですとか、周辺が農地に影響がないこと、そういったものを鑑みてやっていくというところになってくるのかなと思っております。なので、違反転用の部分も農業委員会がいいと認めてしまえば現況証明でもできてしまうということになっております。なので、基本的には事務局の取り扱いとしては、まず２０年以上たっているかたっていないか。できれば昭和何年とかになっていて四、五十年たっている、たっていないというのが理想的なものかなと。平成に入ってくるとちょっと状況次第というような取り扱いをさせていただいております。以上です。
事務局長	簡単に言いますと、現況証明願、一般的な法令の一部ではなくて、行政サービスの一環として位置づけられて、全国的にこのような処理がなされていると。今事務局申し上げましたとおり、相当年数、今目安として２０年というのを申し上げましたが、相当年数経過しておりやむを得ないものについては現況証明願で対応すると。ただ、先ほども申し上げましたように、そんなに期間がたっていないものにつきましては、４条、５条申請で対応

	しているのが現状でございます。以上です。
議　長	ほかにご意見ございませんでしょうか。無いようですので、お諮りをいたします。議案第８号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	ご異議がないと認めます。議案第８号「現況証明願について」は原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第９号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見審議について」を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。
農業振興課	＜農業振興課説明＞
議　長	それでは本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようでございますので、それではお諮りをいたします。議案第９号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	ご異議がないと認めます。議案第９号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見審議について」は、原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第１０号「坂井市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見審議について」を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。
農業振興課	＜農業振興課説明＞
議　長	それでは本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。
寺嶋委員	18 番寺嶋です。図面番号１番の件でちょっとお聞きしたいんですけど、こちら新たに配水池といいますか、上水道の施設かと思うんですが、そちらをつくられると元の施設ですね、あちらはまたつぶして農地にするとか、そういった計画なのでしょうか。
農業振興課	今聞いているところですと、そのまま残して、次の交代の時期に利用するためにそのまま坂井市として持つという形で計画を聞いております。
寺嶋委員	分かりました。ありがとうございます。
議　長	ほかにご意見ございませんでしょうか。無いようでございますので、それ

	ではお諮りをいたします。議案第１０号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	ご異議がないと認めます。議案第１０号「坂井市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見審議について」は、原案のとおり承認いたしました。 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。 （午後３時４５分　議事終了）